

# 重要事項説明書(介護予防通所リハビリテーション)

(介護老人保健施設なでしこ)

## 1 施設の概要等

### (1) 施設の名称等

事業者の名称	医療法人松栄会
施設の名称	介護老人保健施設なでしこ
開設年月日	平成23年4月5日
所在地	熊毛郡平生町大字平生村895番地
管理者名	小幡 雅則
電話番号	0820-57-3800
ファックス番号	0820-56-8181

### (2) 介護予防通所リハビリテーションの目的

介護予防通所リハビリテーションは、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

### (3) 介護予防通所リハビリテーション計画の作成

- ① 介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② それぞれの利用者に応じた介護予防通所リハビリテーション計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るとともに交付致します。

### (4) 職員の体制

	常勤	非常勤	夜勤	合計	業務内容
医師	1			1	医学的管理
看護職員	0	3		3	医学的管理に基づく看護
介護職員	7	1		8	介護に関する全般
理学療法士	2			2	リハビリテーション
作業療法士	3			3	リハビリテーション
栄養士	3			3	栄養管理及び食品の安全衛生管理
調理員	3	5		8	調理に関する全般
事務職員他	2			2	施設内の庶務・総務・環境整備等
合計	21	9	0	30	

### (5) 利用定員等

- ・定員 20名

### (6) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～土曜日 但し、12月31日～1月3日を除く
- ・サービス提供時間 9:00～16:00(但し、サービス延長の場合は19:00まで)
- ・営業時間 8:30～17:00

### (7) 通常の事業の実施地域

- 平生町・柳井市・田布施町・周南市(旧熊毛町)・光市(旧大和町)・上関町(室津)  
※平生町・柳井市・田布施町については、離島を含まない。

## 2 サービスの内容

- ①介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- ②食事
- ③入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ④医学的管理・看護
- ⑤機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑥運動器機能向上サービス
- ⑦口腔機能向上サービス
- ⑧支援相談サービス

### 3 利用料金

#### (1) 介護保険対象の利用料

##### ① 介護予防通所リハビリテーションの利用料

介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

利用料は、介護保険負担割合証に記載されている割合(1割、2割又は3割)を負担いただきます。

以下は、1割負担の方の1ヵ月当たりの自己負担分です。

・要支援 1 1ヵ月 2,268円 ・要支援 2 1ヵ月 4,228円

なお、ご利用になるサービスによって、次の通り加算されます。

	1ヵ月	
・口腔機能向上加算	1ヵ月	150円
・サービス提供体制強化加算	1ヵ月	
	要支援 1	72円
	要支援 2	144円

・利用開始から12ヶ月を経過した場合、要支援(1)20単位・要支援(2)40単位が減算されます。

・3ヶ月に1回リハビリテーション会議を開催しリハビリテーション計画書を厚生労働省に提出すること  
算定要件を満たし減算対象としない。

・介護職員等処遇改善加算として介護報酬総単位×8.6%の料金が加算されます。

#### (2) 介護保険対象外の利用料

・食費 (1回当たり)	820円		
・紙おむつ (1枚当たり) パット	大 80円	中 60円	小 40円
パンツ型	L 150円	LL 170円	

#### (3) 支払い方法

・毎月10日頃までに、前月分の請求書を発行しますので、当月中にお支払い下さい。  
領収書を発行いたします。

・お支払いの方法は、預金口座振替、施設窓口での現金払い又は銀行振込のいずれかで  
お願いします。

### 4 協力医療機関等

#### (1) 協力医療機関

・名称	坂本病院
・住所	柳井市余田3626-2
・電話	0820-23-6800

・名称	厚生連 周東総合病院
・住所	柳井市古開作1000-1
・電話	0820-22-3456

#### (2) 協力歯科医療機関

・名称	ときまさ歯科医院
・住所	熊毛郡平生町堅ヶ浜777番地の7
・電話	0820-57-0088

### 5 お客様苦情・相談窓口

* 支援相談員	有光 由美
対応時間	8:30~17:00(但し、12月31日~1月3日を除く)
電話	0820-57-3800
* 平生町役場	熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話	0820-56-7115
* 柳井市役所	柳井市南町1-10-2
電話	0820-22-2111
* 田布施町役場	熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
電話	0820-52-5809
* 上関町役場	熊毛郡上関町大字長島503
電話	0820-62-1777
* 周南市熊毛総合支所	周南市熊毛中央町1-1
電話	0833-92-0035
* 光市役所	光市中央6丁目1番1号
電話	0833-74-3003
* 山口県国保連合会	山口市朝田1980番地7
電話	083-995-1010

## 6 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底します。
  - ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、煙感知器、報知機 など
  - ・ 防災訓練 年2回実施

## 7 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会
  - ・ 出来得る限り営業時間内での対応をお願いすると共に来設時は面会簿に記入の上、ご面会してください。
- ② 火気の取扱い
  - ・ 施設内での使用は厳禁です。
- ③ 設備・備品の利用
  - ・ 利用時は事務所へ連絡の上、安全に注意しご利用されますと共に返却時は利用時と同様に事務所までお届けください。
- ④ 所持品・備品等の持ち込
  - ・ 紛失防止のため、必ずお名前(名札)を付けて下さるようお願いいたします。
- ⑤ 金銭・貴重品の管理
  - ・ 持ち込まないようお願いいたします。必要な場合は家族で対応してください。
- ⑥ 宗教活動
  - ・ 禁止させていただきます。
- ⑦ ペットの持ち込み
  - ・ 衛生上の問題もあり、禁止させていただきます。
- ⑧ その他
  - ・ 利用上ご不明な点があれば、事務所までお尋ねください。

## 8 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生または再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。(損害賠償、市町村、利用者の家族への連絡等)
- ② 事故が発生した時または、それに至る危険性がある事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

## 9 高齢者虐待防止について

高齢者虐待または再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された高齢者虐待の防止のための指針を整備する。(市町村、利用者の家族への連絡等)
- ② 虐待が発生した場合または、虐待を疑う事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 高齢者虐待防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

## 10 禁止事項

当施設では、安心して介護予防通所リハビリテーションをご利用いただくため、利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒、喫煙』は禁止します。

## 11 その他

当施設については、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。